政府としては、学ぶことや調べることに加え、遊びの機会づくりを進めて、地域や家庭における環境教育の充実を図るため、関係府省は連携して、子どもの自然体験活動その他の体験活動の充実に努めていきます。国立公園等における子どもの自然体験活動推進、自然体験の場となる都市公園等の整備への支援、子ども農山漁村交流プロジェクト、森の子くらぶ活動推進プロジェクト、「子どもの水辺」再発見プロジェクト、「遊々の森」の設定、水田や水路等を学びの場として活用した体験の場づくり等を推進します。また、地球環境基金、「子どもゆめ基金」事業、河川整備基金、緑と水の森林基金の活用等により民間団体等が実施する子どもの体験活動の支援を進めます。さらに、子どもをはじめとする住民が参加する生き物の調査等により体験活動の機会の確保に努めます。

こうした背景事情を踏まえつつ、政府は、今後、参加意欲の喚起という観点から、環境教育等推進会議の枠組みを活用して、グッドプラクティスの収集・周知・表彰、実践者の交流の機会や場の提供、地方公共団体や企業との連携強化、国の情報発信機能の強化、「体験の機会の場」のＰＲ等を関係府省が共同して取り組んでいきます。

環境教育を促すためには、日常に近い場所や地域の中で、環境学習や実践活動の場や機会が多様な形で存在していることも必要です。関係府省が連携して、学校施設を、住民等の様々な主体が連携した地域ぐるみの環境教育の場として活用し、こうした取組を全国へ一層普及していきます。また、公民館、図書館、博物館、青少年教育施設等の社会教育施設を中心として、様々な機関等が連携して住民自らが地域課題を解決していく「仕組みづくり」を推進することなどにより、地域における環境教育の取組を支援します。

加えて、ユネスコエコパーク（生物圏保存地域）やユネスコ世界ジオパークについて、自然と人間の共生を実現するモデル地域として広く周知を図るとともに、ＥＳＤの実践の場としてこれらの地域における環境学習の取組を促進します。

さらに、全国的に幼少期の自然保育活動を行う民間団体が増えてきており、優良事例の展開や表彰等により、幼少期の取組の活性化に努めていきます。そのほか、国、地方公共団体、民間団体等が設置している環境学習施設や自然体験活動を行う各種の施設、公害資料館、全国・地域地球温暖化防止活動推進センター、社会教育施設、消費者センター等の暮らしに関する施設を、地域の環境教育の中に位置付け、地方公共団体とも連携して、目的、対象に応じて適切に活用し、環境教育をより一層充実させていきます。

ウ　若者の社会参加の促進

若者については、学校教育で学んだ知識や技能等を実践にいかすという意味においても、実際に社会での活動等に参加することを通じて学ぶプロセスが重要となります。また、若者が行う活動の中には、持続可能な社会づくりにつながる専門性や創造性を有しているものが少なくありません。

政府は、こうした背景事情を踏まえ、環境活動を行う高校生や大学生に対し、関係省庁が連携して、環境教育やＥＳＤの要素を取り入れながら、活動の充実を図るための機会の提供等を行っていきます。

また、地域活性化、国際理解、食育、科学コミュニケーション等、多様な社会課題の解決に取り組む若者層に対して、環境への関心を喚起するため、国の普及啓発施策の強化に加えて、高校生や大学生のネットワーク化の促進、体験の機会の場を活用した学びの提供等を行っていきます。

さらには、若者に芽生えた意欲が、より大きな社会の変革につながっていくよう、政策形成において若者の意見を積極的に取り入れるための方策を講じていきます。

エ　人材の育成・活用

政府は、独立行政法人国立青少年教育振興機構が設置運営する国立青少年教育施設や関係府省の地方支分部局等において、立地条件や各施設の特徴をいかし、生活体験活動や自然体験活動等の場、多様な活動の機会の提供等の取組を一層充実させます。さらに、これらの施設や自然共生研究センター等の環境研究施設を活用した研修会の開催等により、生活体験活動や自然体験活動等を支援する指導者の養成及びその質の向上を推進していきます。

このような研修を受けた人材をはじめ、効果的な環境教育を行うことができる人材、科学技術者のように環境に関する専門的な知識等を有する人材を積極的に活用することは、学校や地域における環境教育を充実させる上で有意義であるのみならず、活躍の場が増えることで、そうした環境人材の育成が更に推進されることにもなります。

特に、環境教育で重要となる体験活動や実践活動は、学校外の専門家や地域で環境に関する活動を実践しているリーダーの参加を得て行うことが有効です。

環境保全に関する専門的知識と指導を行う能力を有する人材を育成又は認定する事業（人材認定等事業）等により育成又は認定された人材等が、学校や地域において積極的に活用されるよう、必要な情報の提供を行うとともに、特別非常勤講師制度等の活用を進めていきます。

学校や地域における出前授業や自然体験活動等の環境教育において、学校外の専門家や民間団体、事業者等を活用する際、これらの専門家等と学校や地域とをつなぐコーディネーターが必要となるため、コーディネーターの育成や活用にも取り組んでいきます。学校では、学校外の専門家を効果的に活用するため、教職員と専門家の間の効果的な連携が大切です。プログラム作成の段階から授業の趣旨や児童生徒等の発達の段階等について十分に情報交換し、また、専門家の授業への関わり方等について十分意思疎通を図り、教職員と専門家が適切に役割分担して授業を行う工夫が必要です。この際、教職員は、コーディネーターとしての役割が求められる場合があり、このための能力の向上を図ることも必要です。

また、事業者が行う出前授業等の環境教育や環境保全活動に、ＮＰＯ法人等も参画することは、ＮＰＯ法人等の人材を育成し、健全な市民社会を構築することにも資するため、事業者とＮＰＯ法人等の協働も進めていきます。

オ　プログラムの整備

住民、民間団体、事業者、行政等が連携、協力し、発達段階、理解力、活動の場やテーマに応じ、学習段階ごとのねらいを明らかにし、体系的なプログラム整備を図る必要があります。また、プログラムは、地域の特性に応じて作成、改良、応用されることが重要です。

このため、政府は、地方公共団体や民間によるプログラムづくりを支援するため、様々な主体が作成した環境教育プログラムや指導資料についてインターネット等を活用して共有・周知していきます。

特に、学校現場に対して提供するものについては、単なる環境課題の説明にならないよう、児童生徒の視点に立ち、教職員の負担を考えながら、その内容が学校の地域特性やニーズにかなったものを提供していきます。

一方、環境教育のプログラムのみならず、指導者等を育成する多様なプログラムの普及を促進します。

プログラムの内容は、環境問題や自然についての知識を得たり、体験、調査、遊びを通じて関心を高めるものであることに加え、そこから一歩進んで、環境問題の原因、これを解決するための具体的な対策、また、環境と私たちの社会の在り方について自ら考え、具体的な取組へと結びつけていくことができるようなものであることが重要です。その際、過去の公害の経験について学び、現在の環境問題の解決にどのようにいかすかを学ぶこと、また、例えば、「沈黙の春」、「成長の限界」、「我ら共有の未来」、「地球憲章」等の国内外の重要な文献や文書について取り上げ、環境問題への警鐘はどのように鳴らされ、環境問題の解決のための基本的な原則としてどのようなことが提案されているか学ぶことも大切です。さらには、地域や現場のニーズに応じて実効性のある環境教育等の取組を企画し、実践できる人材が効果的に育成されるよう、法に基づく人材認定等事業登録事業者、環境教育等支援団体指定事業者及び体験の機会の認定事業者と連携して、指導者等を育成する多様な研修プログラムの充実、提供を図っていきます。